

令和8年1月1日 運用開始

林野火災注意報

林野火災警報

近年の大規模な林野火災の発生を踏まえ、林野火災の未然防止を目的として、岩見沢地区消防事務組合では令和8年から林野火災に関する注意報・警報の発令を開始します。

この注意報・警報は、毎年4月中旬から6月上旬までの期間中、気象条件等が一定の基準を満たした場合に、当該市町(岩見沢市・月形町)ごとに発令するものです。

発令中は、林野周辺の指定された対象区域において、屋外における火の使用が制限されます。

※注意報発令中の火の使用制限は努力義務となります。

また、林野火災の多くは、たき火や火入れなどの人為的な原因によって発生しています。

このため、「どんど焼き」や「キャンプ場でのたき火」など、火を扱う行為を「たき火」と位置づけ、令和8年から年間を通じて事前の届出が義務化されました。

林野火災防止のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

警報の発令中は、対象区域内(※月形町は町内全域)での 火の使用が制限されます

※従わない場合、違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留などの罰則が適用される場合があります。



問い合わせ先：岩見沢地区消防事務組合

消防本部警防課警防係 0126-22-4302

消防本部予防課予防係 0126-22-4301